

令和2年度 第1回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和2年7月3日（金） 14時から16時まで

場所：小田南生涯学習プラザ 大会議室1

（座長）

定刻となりましたので、令和2年度第1回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。開会に先立ちまして、事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

（事務局）

＜事務局より資料の確認＞

（座長）

それでは、「協議事項（1）議論の方向性について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

（事務局）

＜資料3について事務局より説明＞

（座長）

地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制の整備ということが、社会福祉法の改正に伴い打ち出されたと。具体的には、重層的な支援体制整備事業を創設するということが、この会議がそれに向けて、まずは行政内の支援体制、連携というものをチェックし、かつ改善点をあげていったらどうかという話をちょうど1年前に話しておりましたので、そういう意味では国の流れよりも1年早くチェックしましたと。

ただ、こちらはまだまだすることがたくさんありますので、こういう事に関して、どういう点をチェックし、それを体制整備に繋げていくのかということ考えていく必要があるだろう。それがこの委員会での1つのタスクかなと思っています。

行政内での体制の整備や連携は、様々な審議会、尼崎には10足らずの審議会がありますが、市長ご自身も、総合計画をはじめとして審議会同士の連携を図ろうではないかということで先日もオンラインで会長・理事長の会議がありました。

そういった意味では社会福祉の場面だけでなく、全庁的に連携を進めていくというご認識も市長はおありのようです。とりあえずは、本市における支援体制、あるいは包括的支援の整備ということがこの会議でも問われている訳ですけども、局長から一言、何か今考えられている事がありましたら伺いたしたいと思います。

（事務局）

健康福祉局長でございます。

今年は、健康福祉局としましては、高齢者計画・障害者計画の策定の年度にあたっております。そして上位計画となる地域福祉計画ですが、これが令和3年度末までとなっており、これもまた計画策定に入っていく必要があります。

前は平成28年にその作業をしたのですが、まさにその時に平成28年の末頃、国が、我がことまるごとということで地域共生社会実現本部というものを立ち上げました。我々の議論も並行してはいたのですが、なかなか消化するまでには至らず、少し課題として残したかなという気持ちも若干残っております。次期のそういった地域福祉計画につきましても、やはり今回テーマにさせていただいております地域共生社会が非常に大事なと痛感しております。

ここ3～5年くらい、日本語を話せない外国籍住民の方が増えたような気がしております。非常に地域が変わってきているという事も思っております。そういった中で役所は変わっていないと、そういったことも思います。

色々な組織や計画、制度を横串にして引っ張って、本当に市民の暮らしに役立つ窓口、政策にしていく必要があるかなと感じているところでございます。皆様のご意見をお聞かせいただきまして、より良いものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

（座長）

ありがとうございました。それでは協議事項の確認ということになります。本市における包括的な支援体制の構築に向けた課題整理ということで、引き続き、事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

<資料3について事務局より説明>

(座長)

この資料の確認ですが、資料3の今ご説明のあったP2とP3は、役所内で、職員同士で意見交換された結果、こういう意見がでてきたという事でしょうか。

(事務局)

福祉課で案を作り、意見を頂きました。もしかすると過不足等があるかもしれませんが。主なところでまとめさせて頂いているところはありますので。

(座長)

職員同士でされた時に、今日おいでの職員さん達も関わっていらしたのですか。

(事務局)

そうですね。

(座長)

今事務局も課不足があるかもしれないと仰っていたので、その会議に参加していた、いなかったに関わらず、職員の皆さんから加えて何かご発言頂ければありがたいのですが。

(事務局)

前回の会議で少し私も問題提起をさせてもらった案件であるかなと思っております。

南北の保健福祉センターを作る時に、障害者支援課としては、南北の保健福祉センターに相談機能を全て持って行く。それに加えて基幹相談支援センターも位置付けて、地域にある委託相談という、高齢者でいう地域包括になると思うのですが、そういった相談機能を束ねるところとして位置付けて相談機能を強化、という形になっているのが事実だと思っております。

ただ、資料4を見て頂くと、先程事務局からも言われたように、高齢者の基幹型が実は本庁にあるということ、それから、「いくしあ」が元々あったのですが、子どもの分野が離れてしまったという事になった時に、今後総合的な相談をする機能をどこにもっていくのかというのが、非常にまた見えにくくなっているのではないのかなと思っています。

私の考えとしては、やはりせっかく南北の総合相談窓口と位置付けたということになりますので、例えばですが、福祉相談支援課などに、そういったトータル的な総合相談機能を持たせることによって、それぞれに分かれた窓口を束ねるような、そういった機能をもたせないと、なかなか今の機能の中では難しいのかなという風に感じております。

(座長)

ありがとうございます。他の方いかがですか。

(事務局)

この役所内での議論の中で、参考2っていう国の資料の下の図のこの事業全体図、重層的支援体制整備事業全体の図でいうと、3つのポイントがある。

1つ目が上の相談支援。多分今日この辺が論点になっているのかなと。だけど、この論点だけじゃなくて、実はその後、2の社会参加支援、繋がり参加への支援を作っていかなければならない。3つ目が地域づくりに向けた支援、いわゆる地域の住民の方々を巻き込んでいってという、この繋がりを意識しないといけないのだろうなという思いで、今参加しております。

そんな中で、どんな課題があるのかというと、特に1の相談支援が、資料3のP2のところ、論点整理の4つの課題として、4つの分野で分けられています。

高齢者支援という立場でいうと、論点整理の1ですね。複合的な課題の増加、確かにあります。8050もそうですし、ゴミ屋敷、多頭飼育、これが、多分3つの大きな課題なのですが、これは、相談を受けるのはいいけれども、1つのところで受ける、その後さっき一番最初のところといった社会参加支援の繋がりにどう作っていくのか、あるいは地域づくりに向けた支援というところ、ここを繋ぎっていうのも合わせて考えていかなければならないとなった時に、あまりひとつひとつでワンストップになると苦しいのかなという思いを実は持っています。

と言いながら、論点②の丸の4つ目の下、なかなか連携出来ずに複合化していく課題に関して悩ましいことは、主担当者がすぐに決まらない、という所。これが決まっちゃえば結構早く動くのですよね、実は。あなたが責任もってやれとなったらそれが逆に物凄く良いところだと思うので、ここのルールをいかにつけるべきかというところでだいぶ解消されるのではないかという話はしております。

あとは、論点③のところかというと、これも半分言い訳ですが、高齢者の中で、うちは今2つに

分けられたのですが、高齢介護から2つに課が分かれた時に、やはり、イニシアチブを、12包括に委託しているので、指揮命令という言い方は悪いですが、ちゃんとポリシーがあって、思いをちゃんと12包括に伝えていくのが2つ3つというのはちょっとしんどいというのがあって、私の場合は1箇所がいいのかなと思っていました。ただしそれは時限的な話であって、やはりほとんどある程度組織命令が通じるようになった、体制が整備してきた、となれば、今度は次のステップで分散化させていく、というのがありなのかもしれない。ただそのタイミングが今かどうかというのはまだ私にも分からない。というのが3つ目、論点にすると③の話でした。

④の専門的な人材の育成は、まさにその通りですけれども、福祉人材の確保って大変ではないですか。役所も一緒ですよ。役所も福祉職採用をどんどん始めている。福祉職を役所は取るのだけでも、困っているのはどこかなとなった時に、もしかすると介護事業所の方々かもしれない。役所が介護福祉士や社会福祉士さんをとっているかもしれない。本来事業所で勤めようとしている、もっと言えば、社会福祉協議会なんかでお勤めしようとしている方も、役所の方が青田刈りしているかもしれない。となった時に、4番目の論点整理、専門的な人材確保育成となると、そういった役所の福祉職と事業所、あるいは社協さんとの人事交流、出向だとか転籍だとか、そういったことも含めて考えたほうがいいのかなと。私からは以上です。

(座長)

ありがとうございます。他の職員の方どうですか。

(事務局)

改めて、今回重層的支援体制整備事業の元になる厚労省の検討会の報告書なんかも見させて頂いていたのですが、考え方として、総合相談の中身を分解して考えられるようになってきたので整理がしやすくなってきたのかなという風に思います。いわゆる、ここでいう断らない相談支援というのが実際どのくらいできているのか、例えば保健福祉センターであれば実際にやっていると言えるかなという所なのですけども。機能集中するということでは、他に包括支援センターなり、子ども、その他色々なところでも、全て今包括的な支援ということが言われてきているので、そういう意味でいうと、既になんらかの包括的な支援をやっているという所が市内に散在している状況に今なっているわけです。その状況自体集中するのかという事ですが、それは物理的に難しいだろうという時に、それぞれが包括的な支援をやっているけれども、実際この事業の管轄で見た時にどれだけ相談支援できているのかという所も、もう一度見た方が良いのではないのかなと思います。

もう1件、厚労省の研究検討会の報告書で書いているのは、この断らない相談支援の中身というのには、3つ要素があって、1つは属性を問わずに相談を受けるという事、2つ目はコーディネート、3つ目が寄り添いですね。大体その3つになっている。その3つがそれぞれできているのかどうかを見たときに、市全体としての相談の受け方みたいなものを、包括的に支援をやっている機関の間で同じ考え方をもってやっていくことをしないといけないのかなと思っています。

それと、重層的な支援事業なので、南北に任せておいていいのかとか。一方で、地域包括は12か所あるし、地域課なり社協さんの支部でいくと6か所あるわけですので、なるべく市民の身近なところというご意見を出そうという考え方もあるので、それを含めてマトリックスで考えるほうがいいのかなと思っています。

それと、先程事務局が言われたような参加支援とか地域づくりの支援も、現にどこが担っていて、どこが担うのが一番効率良いか、というのは考えていく必要があるのかなとは思っております。以上です。

(座長)

委員の皆さんは今のやり取りや資料を読まれてどのようなご意見や質問があるのかをまずは伺いたいと思うのですが。

(委員)

子ども家庭福祉が専門なので、そちらの立場からいくつかコメントをさせていただきます。

まず1つ目が、相談窓口や相談体制について、この間「いくしあ」が新しくできたり、保健センターが開設されたりして、相談しにくくなったという意見もあるかもしれませんが、保護者から見えやすいというか、「いくしあ」というわかりやすいものを作って、というような所がある一方で、子どもが相談しやすい、保護者が相談しやすいだけではなく、子どもが困っている時にどこに相談したらいいのか、誰に相談したらいいのか、というところの整理がまだまだこれからの

課題かな、というのが1点あります。

2つ目が、先程参考2の資料の下の図の部分事務局から示していただいたのですが、これを児童福祉に当てはめてみると、昨今子ども家庭福祉の分野では子どもアドボカシーといって子どもの意見表明権の保障、子どもの意見を制度や政策に反映させる仕組みを各自治体で作りなさい、みたいなことを国から言われて、今各都道府県の政令指定都市で子どもアドボカシーシステムをどう作るかというのを検討していたりするのですが、子どもの参加とか子どもの意見表明みたいなどころ、ただ単にアンケート調査をして何に困っていますかという事だけじゃなく、どうしてほしいかというような積極的な子どもの参画支援みたいなものをどうやって作っていくかみたいなことも話し合えると、非常に前向きでありがたいなと感じました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。他に何かございませんか。

(委員)

資料4で窓口一覧を並べて頂いているという事ですが、考え方として、色々な相談を受ける窓口と、それをいかに解決していくかといういわゆる相談支援体制、それは分けて考えた方がいいのかなと。つまり、この窓口で全部最後まで、ここで受け付けてイニシアチブとって、となると、先程仰っていたように、ひとつの窓口で全部となるとすごくプレッシャーがかかる。ワンストップという言い方をしますが、ややもするとオンリーワンストップになってしまい、受けたものが大変な重圧がかかってしまうという。だからそういう意味でいうと、窓口と支援体制は明確に分けて考えるというのがひとつ考え方としてあるのかなと思います。

それと、窓口と考えた時にこの並びだけでいいのかという事ですね。大きくは高齢、子ども・子育て、生活困窮、障害という4つがスタンダードなのですが、窓口として考えた時に、教育、納税、あるいは住宅、水道とか要するにライフライン、後で結構発覚したりするんですね。ですから、言い過ぎかもしれませんが、窓口は全ての庁舎の機関全部だというくらい拡張して、庁内でこれから市民に対して相談窓口やっているんだということを、全庁あげてやっていくコンセンサス、プロセスが大事なのかなという事ですね。

どの課に行っても相談のプロセスに繋がっていくような。こういう総合相談の包括支援体制っていうのは、ある意味行政の意識改革というか組織改革にも繋がっていく話だというのはよく言われている訳で、そのあたりの勉強だったりをしていくべきなのではないかと思います。

(座長)

相談とはなんだという、そういうソーシャルワーク的な話をどなたかしてくださったらいいなと思っていたら委員がしてくださいました。一見福祉とは関係なさそうな窓口で福祉的なニーズが見えてくるという、特にこういうコロナ禍の中では益々顕著になるかと思います。

(委員)

大きく2点あるのですが、1つは包括的支援の件で、私は立場的に大阪府下の色々な自治体の俯瞰をできるような立場におりますので、少し事例挙げさせて頂きますと、包括的支援の進んでいないという所は、どこまでの範囲なのかというのと、どこが窓口なのかという事、どの問題まで扱うのかという事で議論が終わっています。それ以上進まなくて、結局はこんな問題があるなという感じで終わっている感じですね。

それから、もうひとつ言い訳でよく使われるのが情報の共有です。個人情報の問題があって情報の共有ができないから結局包括ができないという言い訳なんですけど。別に昭和何年生まれの人がどこで暮らしているのかという細かいことはいらないのですが。逆に進んでいるところはもう少し概要的な情報の共有を始めているんです。例えば、コロナ禍でいえば、高齢者のほうでロコモシンドローム、フレイル、サルコペニアのような、特に外に出ていけないから出ているような病気を、うちはこれだけあるといった形の情報の共有。例えば、障害者だったら作業所の閉鎖によって利用機会も含めて家族がかなり崩壊している。児童なら子ども食堂が開けないので、その分逆に配食サービスが発展しそうだとか、フードバンクが発展しそうだとか、そういった感じの大まかな情報の共有が進んでいるところは進んでいる。別に事例研究する必要はないので、大枠の中でといいますか、私は地域福祉全般担当させていただく立場です。何か高齢者の方向、障害者の方向、児童の方向、こんな問題があります、こんなニーズがありますというような概要だけでも共有できるような場といったものが必要になってくるのではないのか、もしくは市民の声がどこかで集積されていて、この市民の場合は共有したほうがいいなといった感じで共有して

いくだけで私はもう包括だと思えます。だから、どこの窓口でどんな成果をあげるかは後付けでいいと思うので、まず地域の中でどんな声があるのか、どんなニーズがあるのか、もしくはどんな風な課題でどんな風に発展していくのかなというあたりを見ていってもいいのかなと。

あと1つ、注目しているのは、大阪市の中でフードバンクが各地で発展しようとしています。この三密を避けることも含めて。だからそんな動きが尼崎市内の独自性の中でも現れたらいいなというのと、変な話ですが、どこまでの範囲、どこまでの問題を扱うというのも後付けでいいと思うんですよ。皆さんから出てきた意見の中でこれも入ってきたな、これも問題にしようといった形でいいと思うので、まずこの問題から、もしくはこの窓口からやるというのは絶対に時間が果てしないと思えますので、そこらへんはどんな声がでているのかなというあたりでやっていくのもひとつかなと思っております。

もう1点、マンパワーの養成というのでしょうか、人材育成の方なのですが、専門的な人材育成と、市民一般の人に少しだけ福祉の知識をもってもらう育成と、大きく2つに分かれると思えます。これはもう種の撒き方ですね。特に、一般市民向けに色々な講演会や色々なシンポジウムみたいな形で、こんな事したらこんな事ができる、といった形でマンパワーを養成していくというのも1つですし、専門になると、学校やある程度の機関と連携して養成していったほうが手取り早いというような感じになるかと思えます。

やはり、福祉とか、私は介護の方ですけども、色々なことを介護の方もしたい形なのですが、なかなかそういった情報が入ってこない。だから、結局は先程お話しされていたこととは逆に、本当は色々なことがしたいけれど特養に勤めなければいけないといった感じですが、うちの学校でしたら主事とかもちゃんと持っておりますので、何かその辺の形でいけるというのを何か尼崎にある程度近いなというエリアでざっと情報をだしていられるのもひとつかなと思っております。

それから、市民のほうは小学校中学校くらいまで年齢が下がっておりまして、うちの地元でしたら私の学校中心に小学校をやっております。小学生のマンパワー養成をすると、お母さんやお父さんも来てくださいますので、ついでに色々なことを知ってくれる。ステップアップで次にこんな事がありますよといったことが言えるので、市民全体のマンパワーの底上げにもなっていくという形だと思います。すぐに成果がでるかどうかは別ですが、小学生くらいからターゲットにしていくのもひとつの方法かなと思えます。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

(事務局)

私は昨年度まで子どもの育ち支援センター「いくしあ」の立ち上げをしてきまして、無事開設できたということで、この4月から高齢介護課に異動になっているのですが、「いくしあ」のコンセプトというのが、今委員も仰っていただいたように、保護者だけではなく子どもが相談できる拠点を作っていこうという事で、これまで教育などは子どもが相談するには保護者が一緒でないと相談できないということがあったのですが「いくしあ」を作ってから、SNSでいじめにあっているとか、お友達と喧嘩したとか、そういったことを自由にLINE等で相談できるような仕組みを作っています。

また、尼崎市で自死事件などが起こってしまっていて、福祉の分野だけではなくて学校でいじめられたとか、先生からの体罰があったとか、いろいろな事件と一緒に検討していかなければならないという事で教育とも連携をするようになっていっています。そういった子どもの育ちというのは0歳から18歳まで切れ目なく連続していますので、1回の相談で終わるケースもあれば、家庭の状況というのも波打って変化する形にもなってきますので、そういった連続性というか相談の継続性という所にも着目して、それに対応できるようなシステムも開発していったということがあります。

それと、「いくしあ」は、行政の子ども家庭総合支援拠点なのですが、行政だけで相談支援するというのは限界があるという事で、やはり地域の方、例えば学校での登下校の見守りであるとか、ネグレクトの情報を地域の人に民生児童委員の人に教えていただくとか、そういった仕組みづくりが必要ではないかと。行政だけではなく地域も巻き込んだ相談支援づくりというのもやっていかなければならないかなという事で、作ってきたというような経過があります。

それで、この4月から高齢介護課に異動になりまして、やはり尼崎市、高齢化がどんどん2040

年度を見据えた体制を検討していかなければならないと。先日も計画づくりの部会がありまして、委員からも、我々が今作ろうとしているのは第8期計画なのですが、第9期も見据えて第8期計画を作らなければいけないですよと。団塊の世代が高齢者になる75歳以降の、そうするとやはり人口構成とかも変わってきますし、そうなると悩みの種類とかも、介護認定を受ける人の割合も増えてきますので、そういった相談内容自体もニーズとともに変更があるのかなと考えております。

そう見た時に、今回の社会福祉法の改正による断らない相談支援という時に、1か所の窓口で総合相談できるというのも素晴らしいのですが、やはり地域に沢山そういった窓口があって、その窓口で断らない相談支援体制を作っていくという。そういう子どもから高齢者から、せっかく行政の人に繋がった人の手を離さないという、そういう仕組みづくりが全世代に必要なのではないかなと、皆さんのご意見を聞きながら感じたという所です。

(座長)

後期高齢者が増えてきて、一人暮らしが多いし、かつ、相談に行くといった判断も行動もなかなかしにくいという人も出てくるだろうと。となると、地域を拠点とした目の細かいという形になるだろうし、ただ、そうなるとそこまで専門性、複合的な問題に対して専門的なことができるかという、チームあるいはいくつかの担当課が集まる、しかしながら、メインはどこなのかという事ですよね。皆さんのすでに指摘されたご意見がいくつかの答えを出しているような気もしますが、ほかに何かありましたらどうぞ。

(事務局)

私もこの4月に異動してまいりまして、それまで福祉分野や子ども関係の仕事は一切していなかったのですが、この新型コロナウイルスの関係で、学校の休業期間が長期化するという事で昼食をとれない子どもたちに何か支援ができないか、何か取り組みを、と市長から指示がございまして、給食支援に取り組んだわけです。その際に、子ども食堂の方達とかかわる機会があり、意見交換をさせていただく中では、子ども食堂の方々からは子どもの育ち支援センターに相談するにはまだまだハードルが高いということで、なかなか相談をしにくいというご意見をいただきました。

気になる子がいるのだけでも、行政と子ども食堂さん側がなかなか繋がれていないという事で、もどかしい思いをずっとしていることがあったが、今回こういったコロナ渦の中で、行政と繋がれることができ良かった、というようなご意見をいただきました。

「いくしあ」の児童ケースワーカーさんは担当ではないのですが、「いくしあ」のケースワーカーをやっていた課長に、こういったお声がありますよとお伝えしたところ、やはり児童ケースワーカーも若い方たちが多く、経験不足によってなかなか地域資源と繋がれていないという事は課題だと認識しています、と仰っていましたので、今回の論点整理の中でも人材の確保・育成というのは課題とあげて頂いておりますので、子どもの関係だけではないですけれども、やはりこちらの方も課題かなと思っております。以上です。

(座長)

ありがとうございました。委員お願いします。

(委員)

いくつか言いたいことがあるのですが、まず学識者会議としてこの論点整理をしていただいた内容からいうと、①のところにあるように、まずは行政を中心とした分野間、行政内部での連携を進めるといことで学識者会議の中で意見を言っていて、それを具体的にどう構築するかということが1つのポイントなんですね。

でも先ほど仰っていたように、すでにそれぞれの分野では包括的というか複合的なキャッチしたニーズに対してどうフォローするかという仕事は、行政の中でもだいぶんやっておられるのですが、それが横に繋がっているかどうかという課題が1つであったりとか。

最大の問題点はその行政内部の指令塔がどこなのかがはっきりしていないという事だと思っております。全ての氏名及び情報を集めてそれに対応する対応策をそこがコントロールするという意味ではないのですが、どこが最終的にコントロールするのかというセンターがはっきりしていないというのは最大のポイントで、これが少し前へ動かない限りは今の状況が大きくは変わらないと思っております。

それから、具体的には3点目のところにあるのですが、既存の相談支援機関の緊密な連携が図

られるようにと書いてあるんですけども、事例によっては、あるいは相互の信頼関係や相互の共有をすることが有効だという事がお互いに認識できている機関同士では一定程度そういう動きがあると、成果があがっているということは見られるのですが、それがシステム化されているかどうかという所が問題で、それをどうやって作るのかということは僕達が考えなければならないのかなということですね。

それから④の一番最後に本市の包括的支援体制に資する提言をしなさいということで、しようではないかという提案をしている訳で、包括的支援というのは、先程仰っていたのは複合的な問題を子どもから入ったか、高齢者から入ったか、障害から入ったか、低所得の問題から入ったのか、あるいは職業の問題から入ったのかという所で、たまたまそれぞれのテーマ・課題になっている事例が実は複合的な課題を抱えていると。それに対処したという風な乱暴な積極性というのはそういう事で、それが本当に有効かつ政策としての制度としての適性で、スピード感もあるし効率性も高いし実行性もあったといえるのかということになると、それぞれに対応に差が出るのではないのかなと。

今日のお話を聞いていても疑問点があるので、出来るだけ早い段階でもう少し整理したほうがいいのではないのかなと。

それと今日のお話を伺って思うのは、子ども、それから障害に関しては、あるいは生活全般に関わることに限らず、行政の窓口がはっきりしてそこが法律や制度やサービスをやっている、周辺問題は別として核となるものはそこが動かして、高齢に関しては早くからそういう組織だて、地域との関係や包括性というのが言われてきているのですが、実は民間事業に委託していて、それがどうコントロールされているのかというのがちゃんと出来ているようで実は少し曖昧なところもあって。経済の問題であるとかその他の問題で行政が持っている制度や策、法律できちんと捕まえることのできる高齢者の問題については行政が直接やり合うのですが、それ以外のところ、いわば包括支援センターと居宅とサービス事業者がやっている。それは制度的にも今のやり方としても間違っていないが、それを包括支援体制の中でどこに位置付けるか、すなわち民間のそうした事業がサービスや制度として確立して動いているという状態まで、それをどう位置づけるのかをもう少し考えるべきなのかなと。

(座長)

どう位置づけるとは、どういう意味でしょうか。

(委員)

例えて言うと、介護の問題を抱えている世帯や個人でも、当然ながら経済の問題であるとか、成人に達した子ども、8050のような課題を抱えている人は、包括で受けるか、居宅でケアマネが見出すか、あるいは民生委員なのか社協なのか地域の方々なのか、そういう違いはあるだろうけども、そんなにきっちり結びついているのかと。非常に短時間とか効率的に他のサービスや制度を。ひょっとしたらそこに任せられっきりになっている可能性も、逆に進んでいるだけに、あるいはきめ細かくやっているだけにそういうことがあるかもしれない。それをどうやってコントロールしていくか。

それからもう1つが、あえて言わせていただくと、協議をしている前提になるんですが、庁内連携の問題というのが、我々が考えなければならない仕事の進め方ややり方の前提条件ではないかと思っていて、それが目的では絶対にはいはずだから、そうするとその前提条件を早くクリアするか明確にしないと、周辺で事業者であれ地域の住民の皆さんであれ、ボランティアであれ、社協であれ、包括支援センターであれ、というところにこういうやり方でやりますからこういう形で我々と協力してください、あるいはこういう役割を担ってくださいとはっきり言わないと。そこはどうするのだろうかというのを今少し感じております。

(座長)

尼崎では小学校区に一人職員を配置するという事で、そういった意味では複合的な問題にも対応できるのではないかという期待もあるんですが、だから一人を配置したらその人が地域マネージャー的にチームを作りましょう、あるいはこうしたらどうですかということやっていけるのかなという風に思ったりもしますが、もう一方では皆さんがご指摘されたようにこの組織内との連携のあり方のルールやシステム化に向けて何をやるかという、そういうことをもう少し考えないと、連携というのは前へ進まずに会議ばかり増えるのではないですか、とさっきの各審議会の会長のオンラインの席で申し上げたのですが、市長は一人がマルチな才能を地域で得ていけば、

それができると言っていた。やはり仕組みづくりというか、あるいはその領域にも入って行き、あるいはお互いの領域と一緒にやっていくというガイドラインを作ったほうが、従来の役所の文化を越えやすくしていき、連携が意味のあるものになるのではないかと言おうとしたが、オンラインだとなかなか通じなくて。

だから今日皆さんが指摘されているように、相談の窓口と相談支援体制を分けていく、その時に誰が大きな権限と情報収集役、あるいは指揮命令になり、誰が伴奏をして一緒にチームを作っていくのかという、そういうシステムなり仕組みづくりなどの従来の伝統的な官僚制度をある程度越えていかなければやっていけないと。その時に事業間の連携にするのか、従来福祉の世界でやっていたケースに注目してそのケースを救うためにチームを集めていくというやり方で行くのか、どんな風な仕組みを目指すのか、というようなこともまだまだ議論されてない。そこら辺の着地点も考えなければ仕組みづくりも考えられないのではないかとこのご指摘でもあったのかなと。

少し議論が色々問題提起をさせていただいて見えやすくなってきたんですけど、もう一度事務局にふって色々なところの整理なりご意見を承りたいと思うんですけど。

(事務局)

今、重層的支援事業について、地域共生社会の実現に向けた具体策といいますか具体的な手法を示してきたわけで、これの捉え方がそれぞれの課題認識も違うので今日話を聞いていてもやっぱり皆さんお考えがあるのだとよく分かりました。

相談支援なんですけど、ここでは断らない相談ということで様々な専門知識、技量を持った人がそこにいて、そこで相談ができて、そこで解決をするというのが理想ではあるのですが、例えば本市でいいますと、南北保健福祉センターがそういった試行の元に作られたのですが、ここには高齢者のものがないというのが問題としてあります。

ただし、これが市内で2か所しかありません。実は求められているのは地域で隠れているような課題を見つけ出して行って支援していかなければならないという中でいきますと、市内2か所の中でそんな機能を持たせたところで、実はご本人が課題だと思ってアプローチしてこなければそれは見えないという問題がどうしてもついてまわります。ということは、各地域で既にあります地域包括支援センターもそうですし、委託相談事業者もそうですし、町のケアプランセンター、ここでも色々な相談を受けてくれています。民生委員さんも活動の中で見てくれています。

こういった中で、形として何か全体的な相談ができるものを考えることも大事なのですが、先程指令塔の機能っていう話がありましたが、むしろそれら地域での取組みが進んでいくような複合的なコントロール機能みたいなものを我々が十分に整備した上で、現場にも入っていく。その経験をふまえてもう1つ大きな柱の地域づくりに向けた支援であったり参加支援、こういったところにも繋げていかなければならないので、相談機能だけを特化した何かを作ってもこの3つの柱は上手に回らないのかなという風な気がしています。

そういう意味では、あまり欲張らずに、そういう連携ができてしっかりと技量、知識をもったそれぞれの者が集まって議論ができて、実際の課題にも対応して、その上で解決する色々な手法、地域での活動の促進であったりだとか、そこへの参加支援、こういったものに繋げていくトータルのプランニングができるようなそういう所から入っていかないとなかなか進まないのかな、とそんな気がしています。以上です。

(事務局)

先程色々な議論がありましたけれども、庁内連携というところがどの程度進んでいるのか進んでいないのが非常に見えにくいところもありますし、庁内連携というのは当然今に始まった話ではなくずっと昔からやっている。と言いながらも、今国が示している断らない相談支援が本当にできているのかという事が僕の中でも疑問でして、今回色々委員の皆さんのお話も聞かせて頂く中で、先程仰られていたような、ちゃんとどこかが責任をもって対応するような機能を持つ必要があるのかなと考えています。

少し資料をお配りさせて頂きたいと思います。

実際、私も現場を経験したり、福祉職の若い職員との意見交換をさせて頂いたりとか、地域福祉推進協議会の中の丸ごとチームで色々な複合的な課題の検討を色々聞いたりする中で、先程から論点整理に出させて頂いている色々な課題があるなという事を解決していくために、どんな機能があるのかという所を少し整理させて頂き、それを地域づくりも含めてどういう風な連携が必



要なのかを簡単に図で示させていただいたものになります。

先程委員からありましたが、色々な窓口が実際にあり、地域包括しかり、障害者相談支援事業所しかり、沢山の窓口が自治体、尼崎市の中にはあると。そこら辺を全部連携させていくというのは難しい話かなと思っております。

ただ、そういった窓口が、複合的な課題がきた時に自分のところだけで抱え込んだり、これはうちじゃないと断らないように、そういったそれぞれの窓口を束ねる、そういった窓口で複合的な課題が来た時に相談したりできる窓口がいるのではないのかなという所で、右の所になるのですが、基幹型の福祉総合相談機能みたいな形で、支援機関からの総合相談窓口みたいなものがあるのではないのかと考えております。

当然、保育所とか教育機関とか外部の人から見ても役所の中は分かりづらい、という所があるので、そういう部分を一元的にできる機能があるのではないのかなということであったり。あと、現場サイドですね。若手の意見も色々、やはり話を聞くと現場で色々としんどい思いをしているが、関係機関を呼んでケースカンファレンスをするとなった時にそういう余裕がなかったり、各窓口と調整をするのにスピーディーにやはり出来なかったりという課題があったりするので、そういったものをまとめて調整するような機能があるのではないかなという事であったりとか。やはり福祉職として市の方も採用しているのですが、それぞれの職員の育成、知識っていうのが非常に偏っている、限定的で自分の所の制度しかできていないという所もあったり、マルチにできる人材はなかなか育たないのかなと思っております。

これは僕のこうあったらいいなという所ではあるのですが、生活困窮や色々な所で外部の機関とか福祉課でも色々な人と接する中で、こういうすごい人たちがいっぱいいるなど。こういう人たちと顔を合わせて色々な事を考える機会があればすごく勉強になるし育っていくのかなと思う所もあるので、色々な関係機関の人を一同に集めた組織を1個作ってしまって、そこで順番に色々な組織から人が流れ込むようになれば、そこに来た人が横の繋がりであったり色々な知識、制度なんかも知っていく、そして自分の組織に戻った時にそういった知識を伝達するという形で。これは役所だけではなくて、地域包括であったり障害者相談支援事業所も含めて、色々な関係機関の人材育成にも繋がるような機能であったり、そういった所が他の色々な関係機関に教えていたりアドバイスしたり、という所ができたらいいいのかなと思っております。大前提として、そこが情報も一元集約するような機能があるのではないかなと考えていたり、そういった中でネットワークをどんどん作っていくというのも必要なのではないのかなと思っております。

一方、地域づくり的な点ではすでに社協さんが6支部で取り組んでいただいているもの、さらに6か所の地域振興センターの、これから地域づくりに、社協と地域振興センターがもっともつと連携する中で、地域づくりなんかも進めていただけたら、社協と南北が十分繋がっているか、地域振興センターと南北が繋がっているかというのはなかなか難しいし、いろいろな窓口がたくさん増えると結局どこと繋がったらいいいのかという問題がまた出てきてしまうので、どこかまとめて1つのものでそういった所と繋がれるような仕組みづくりみたいな、ヘッド機能のようなものがあるといいのかなと思います。

(事務局)

どういう組織を作っていくのかというのは大事な仕事なのですが、我々公務員は変化を嫌いません。自分の枠の中に入ってきた市民にどんな支援をするのかを考えがちです。権利擁護的な視点を持った仕事の仕方、センターとしての仕事の仕方をするのかどうかというのも1つあるのかなと思っております。

そういった中で関係窓口、先程地域課の話が出ましたが、政策が新規にできると主要な施策というA4の1枚ものを作ります。そこにはコミュニティーソーシャルワーカー的な仕事と書いてあったと思います。個別支援的なこともやるという、そういった意味だと思いますが、しっかりそれをイメージし、グリップを握るという事、そういったことをしっかりできる組織、自在に障害者の作業所や色々な介護の事業所であったりとか、そういったところと連携し合う、動いていくような、仕掛けが見えるようなものを提示しないと、おそらく職員はなかなか変わらないので何かそういう機能する、動き出す組織みたいなものを作っていきたいなという思いはあります。具体性はないですがこういったことを思いました。

(座長)

ありがとうございます。一回り皆様のご意見を聞きましたが、ここまでの議論、新たに尼崎

にあったスキームという形で事務局からもご紹介ありましたけれども、委員の皆さんからご意見ご質問どうぞお願いします。

(委員)

事務局からこの新たな提案が出てきて、相談・支援・調整・人材育成・情報ネットワーク機能、5つの機能。ソーシャルワークっぽく言うと、権利擁護の機能は必要になってくるのではないかなど。先ほど、権利擁護する仕事ではないかということと言われたのがすごく大事なところで、そう考えると、例えば、市長村長の申し立てとか、あるいは擁護支援事業とか、法人後見とか市民後見、これは私が担当している保健福祉の介護保険の事業計画にも第一章に位置付けられているものなのですが、ネットワーク連携をベースにちょっと絵柄としていれておくと、落ち着いた機能になるのではないかなと思います。6番目の機能をどう位置づけるかということが必要なかなと思います。

それと、機能しだす動きを庁内の中でどう作っていくかということをお仰られたのですが、この間の政策の学識者会議でも言わせていただいた臨床的な視点で事例検討しっかりしていく中で、アセスメントをやりながら、そしてそのケースがどういう仕組みでどういう風な経緯で、あるいはプロセスで、問題になってきたかということをしつかりと色々な部門のスタッフが共有をする、学ぶということがやはり正しいかなと思うわけですね。つい、包括支援に対する出口のことを考えて、資源をとにかく作るとか社会資源をどうやるかなど、そちらのほうは当然やらなければならないが、その事例がどうしてそう浮き上がってきたのかという風なプロセスを気にするように、そちらもしつかり押さえて共有する、それこそ色々な課や全庁あげて共有する、という事が大事だと思いますけど、そういう意味では事例検討の丸ごとチームの検討会を令和元年度にされていたでしょう。僕はそれに一回出たいなと思って結局出られなかったのですが、あの検討チームの資料の第3回の昨年の物ももらっていて、色々検討されているみたいですが、その成果といえますか、コンセンサスはいかがでしょう。

(事務局)

もう1回延長しようという事もありまして、コロナで止まっているのですが、もう1回してある程度方向づけをしていきたいなと思いながらやっております。

今回が、事例としては8050の事例を用いて、それぞれの庁内の担当が寄った中で検討しておりますけども、その視点として、いわゆる引きこもりに関して言うと、最初のキャッチするところ、それからそこに肝要するところ、民生委員に繋がった後という考えがあるのと、それぞれに応じて今現在どんな関係機関がどんな関わりをしていて、インフォーマルな部分についてもどのようなものがある、ということピックアップしていつまして、その中で現に抜けているものがないのかという視点で見ようとしているところなんです。なので、なんとなく我々は自分の手の届く範囲の市民の困りごとに対しての支援はなんとなくやっているが、世帯トータルで見たときに手が届いていないところが実はあるのではないかなというところを可視化することが必要なかなという視点で取り組んでいるところですので、また次回報告させていただきます。

(委員)

これが、課長クラスの方がみんな出て庁内で何か機能しだす、動き出す胎動というか、そういうもののように思うのですが、これをもっと深掘していければいいのではないかなど。もう既にやってらっしゃるのではないかなと思います。

(座長)

これをある種、庁内のガイドラインに結び付けていったらいいのではないかなと思うんですけども。

今日の話で、複合化した問題というのが多くキーワードとして出てきたのですが、その複合化した問題をどんな風に、何が問題か、という診断ですよ。ソーシャルワークでいう診断をし、かつ、どこら辺に問題があるか、だからどうするかといった診断から、次は判定というか、そして対応、問題解決というところらへんに複合化しているから連携するのではなくて、実は問題設定が複合化しているから問題なのではなく、複合化された人がその問題を見過ごされている、あるいは置き去りにされていることが問題であったり、あるいは主問題は解決するけどもその裏にある問題が実は解決されていないままきいているという、あるいは問題が置き去りにされている事が問題になっているという印象を受けました。そうすると、市全体の組織としてどんな風に診断するか、判定するか、対応していくか、あるいは、それが個別のケースであまりにも膨大な問題

だったらどうやって類型化していき、この類型ならこのパターンで対応できるだろう、ということですね。そうやっていく必要があるだろうと。

それから、キーワードの1つで皆さん何回かご発言された、「繋がる」という事をよく仰っていたのですが、それも気になっていて、繋がるというのは何をもち繋がるという事を意味するのか。繋がるということのを別に言い換えると何があるのかな、というところを操作的な言語でやっていくと、仕組みづくりになりだすのかなと。情報の共有かもしれないし、相互作用かもしれないし、業務の分担と連携かもしれないし、繋がるという事がどういう事の内率を持つのかという事で、とにかく今のやってきたことをどうしたら自分たちの持っている概念とか仕事の仕方とか業務とか事業というようなことを、あるいは対象者という事を、どんな風にリセットして違う枠組みで見ることができるか、という事を示していかないと、次の行動に移れないのではないかと、いう事を先ほど事務局が指摘されたように思いますので。こういう従来使っている言葉、連携や繋がりが何を意味するのかという事を尼崎的な定義で言うていく必要があるのではないかなと。そうでないと、職員の皆さんも何のことかなと、今までの連携とどう違うのかなという事で、我々のメッセージが市長にどんな風にご理解いただけるかということを考えなければいけないなと思いつつ皆さんのお話を聞いてきました。

もう少しお時間ありますのでもう少し皆さんからご発言頂きたいなと思います。

(委員)

今、座長のお話を聞いていて、連携や繋がりの部分なのですが、連携って色々な所で叫ばれていますが、評価基準というのがしっかり示されていないんですね。参考になるかは分かりませんが、1つは自己評価の部分ですね。皆さんが実際に連携進めていく中で、これはできたのではないかという自己評価の基準を出すのと、思い切って外部からの評価、これは連携できているというような形の部分が、学識者を集めて頂いた部分では私達外部としても評価できる立場にあると思いますので、そのお互いの基準というのをチューニングしていくことも必要なのかなと。

先程出していただいた資料もすごくよく分かりますし、ほぼ完璧な理念だと思うのですが、やはりこれも評価方法で、いつまでどこまでするのかという辺りの部分で。例えば今年度内にどこまでして、どうなったら評価的にどうなのか、ある程度していかなければ理念だけで終わってしまう部分が出てくるのかなというのはあるので、今年度内はここら辺まで評価する基準というのをある程度設定されていかないとなかなか進まないのかなと、もしくは5年先でもいいと思うのですが、ある程度の目標も含めてしていかなければいけないと思います。

何度も言っているのですが、効果測定がどうもしっくりこない部分が今までございまして、そこら辺の効果測定というのはしっかりやっていき、マイナス評価は次の課題に繋がっていくと思いますので、何かその辺で基準を出していただければ、先程の座長の連携や繋がりと、いうあたりも漠然としたものではなくて、しっかり評価に耐えられるような項目として示していけるようになるのではないかと思います。

(委員)

まず1点目に、先程座長から複合化した問題をどう診断するか、というようなお話があったのですが、この後に事務局から配っていただいたものの、相談機能と支援調整を分けると、他の委員も仰っていたのですが、相談機能と支援調整とそれぞれ専門性が違うので、相談機能ができる人の人材育成と支援調整ができる人の人材育成が必要だということと、包括的な支援の体制をどう作っていくかで、ワンストップの窓口とか場所をどこかに作るという方法と、そうではなく、どこかに行かないと相談できないのではなくて、どこに行っても相談できる体制を作っていく方向性なのであれば、どこに行ってもコンシェルジュのようなワンストップで対応できる人がいるみたいな体制を作るのか、どこかワンストップの場所をつくるのか、ワンストップでコンシェルジュのように対応できる人を作るのかかなというイメージを持ったのですね。それが断らない相談とか。なので、コンシェルジュのような役割を果たす人はその人が全部最初から最後までケースを担当するのではなくて、相談を受け付け、その相談ならここに行けばいいと、たらい回しにならないようにということもあるのですけど。

コンシェルジュのような役割を果たせるような人材育成、色々なセクションを異動で経験したことがある人をどう作るかと、支援調整機能で実際の個別ケースについてどうアセスメントをして支援を組み立てていくのか、というケースワークに長けた人を作っていく、スペシャリストを作っていく、と二本立てで人材育成をしていくのかなと。いずれにせよ一人暮らしの人もいるの

ですが、ほとんどの人が複合的な課題を抱えていて、例えば虐待とDVと貧困と障害など抱えているので、それを問題整理できるファミリーアセスメントができる人をどう育てていくのか、どう確保していくのかがすごく大事なのかなと思いました。

そして、繋がるという事がどういう事なのか考えたときに、誰にも見られていない人を作らない、誰も取りこぼさないとか、色々SDGsでも言われていますけども、誰にも見られていない人を作らないという事で、やはり情報共有をどうしていくかという所が大事で、個人情報のこともあるのですがICTの環境、ケース記録をどうやって共有していくかとか、プリントアウトするところどこかに忘れてもするので、コンピューターの中で、ネットワークの中でどうやって共有していけるか、たとえ離れた部署であってもネットの回線で繋がっていれば情報も共有できて、どこのどの人が、どの世帯が何と繋がっていて何と繋がっていないのかみたいなことを把握できるシステムを作っていけると中長期的にはいいのかなと思いました。

(座長)

全くご意見その通りだと思いますし、それにあえて加えるとすれば、ケースとか対応の集積を人に任せるだけではなく、コンピューターにも学ばせてAIで診断から対応策を出せるという事が数年先にあれば、なお一層いいかなと思っております。他にいかがでしょうか。

(事務局)

委員が仰った民間事業者との住み分けというのが、ちゃんと制度があるようでそれ以外のところが他のところに丸投げしているのではないかと振り返った時に、病院機能と対比させて考えれば、まず8050で何か問題があった時にはすぐに救急車で高度急性期病院に運ばれますよね、普通は。そこで、原因をほぐしていかなければならない。そういう機能はチームアプローチだなと。すぐに緊急会議を招集して何が問題か、糸を必死にほぐしていく作業します。次に、大体見えてきたとなった時、高度急性期ではなく普通の急性期病棟へいきますよね。急性期病棟では何をするかというと、福祉でいうと、フードバンクでご飯をいれようとか、あるいはゴミ屋敷を何とかするために片付けに入ろう、お金がないなら生活保護をいれよう、など急性期、応急手当をする。それが僕達、包括でやっているようなこと。

そしてその次に回復期病棟に移ってもらうとなった時に、多分丸投げという意識になっているのかなと。ここでいうといわゆるデイやリハだとか、そういった所をお願いする。僕達でいえば、虐待があり、特養に入所できたら、ああ良かった、終結、という話になってしまう。この辺が丸投げという意識になっているのではないかなと。

最後は退院になって、伴走しなければならない。ある程度、僕たちは急性期の機能はきちんと担っているつもりだが、弱いのが、伴走する、地域に帰った時に支えられる体制ができているのかというと、確かに8050の50は支えきれないだろうな、長期化するだろうな、精神疾患の方だととても苦しいだろうな、というところが弱いなと。あとは、急性期のところでもチームアプローチの役割を誰がやるのか、どこの病院が引き取ってくれるのか、というのを日々やっている中で、話を聞く中で、知ったかぶりをしているような反省を込めてですが、そういった役割分担機能をちゃんとお伝えできていないなど。お示してできてないから先生方のご発言にもつながっちゃうのかなと、反省だなと思い聞いておりました。

(座長)

僕もさっき診断・判定・対応というところは結構医療モデルを念頭においたので、そういった所に対して特に医療では進んでいるような検査の部分が弱いのかなと。福祉はね。それからチーム対応もまだまだ福祉は弱いかなというのは念頭にあった。

(委員)

1点言うならば、丸投げしているとは言っていない。ルール上そういった制度になっていて、そういう機能分担をすでに国が制度を作ってやっている訳で、ただそれをコントロールしたり俯瞰したりしているところが誰なのかというのが問題なのではないかということのポイントにしている。今のお話でいうと、医療と比較すると分かりやすいのでその通りだと思うのですが、最大の違いはケースの視点がないということ。やっぱり予防の部分や日常からのその人の状態をどれだけきちんと見ているか、いざという時の為のフォローと体制ができているか、という部分を含めた話になると、そこが福祉になると少し厳しいということではないですかね。

(委員)

先程座長が仰られた「繋がる」という言葉ですが、今回の法改正で強調されているのが包括支

援体制ではなく「重層的」という言葉を使い出したという、新しい制度をこしらえるときは新しい言葉が必要なのではないでしょうか、重層的という言葉はどういう風に理解したらいいのかなど。

それで、その重ね合わせていくということですが、厚労省の内部の機関紙みたいなものを見てみると、盛んに「のりしろ」という言葉が使われている。それぞれの「のりしろ」を少しずつ伸ばして重ねていくというところが重ね、重層という。これは行政機関の中での縦割り、厚労省の中での縦割りということで、これを一般化すれば、それぞれの地方自治体もそうであったり、もちろん自治体だけではなく民間の制度の縦割りのところを暗示しているのかと思うのですが、「のりしろ」ということはつまり自分が守備範囲のところを少し伸ばすという、これは自分のところのケースではないが少し関わりをもっていく、あるいは実際にそのケースを担当していくという風な「のりしろ」なのではないかなと思うんですね。

そうしたときに、先程の話ですが、丸投げという言葉もある意味「のりしろ」という言葉でカバーしていくというか、修復していくような。言葉遊びみたいになってしまっていますが、そういうところも「のりしろ」であるのではないかと。つまり、自分の守備範囲から飛び出していき、そしてケースに関心を持っていく、その人の幸せや生活の質というものに積極的に関心を持っていくというところが重層的、そしてそれが繋がるという事になるのかなど。

そうすると連携していきましようという相談の支援体制から、次は連携ではなく融合していくといえますか、なんでもオールマイティーにやっていく、そういう相談機関として尼崎の45万の市民がまんべんなく見えるように配置をしていくということかなと少し先走った意見です。

(座長)

そういう風な延長上に僕はジョイントベンチャーなど、違う課と一緒に事業をやるという、その際には当然人もお金も出し合うというジョイントプログラム、ジョイントファイナンスという風なことで1つの事業をやる。そうでないと、1つの事業を1つの課がやっていると固定化されてしまう。「のりしろ」といった時に、また仕事を増やすのかと「のりしろ」の部分を嫌がるころが多いため、表立ってお金も権限も責任もお互いに出し合うという、ジョイント式をやってはどうかと、役所文化を変えていく、仕組みを変えていくということ、市長にオンラインの会議で提案をしたんです。数年先の話だとは思いますが、そうでもしなければ、今民間企業は2~30年そういうことばかりやっている。車は車を作っていればいいわけではなく、どうやってコンピューターとエンジンの部分と前の動く部分を一緒にするか、どんな風に車に乗らせるような気分にするかという購買意欲の部分、車離れという時に、文化としての車を売るかという時に、色々なセクションごとでやっていけば必ず良い製品を作っていれば売れるというわけではないので。各企業はすでに数十年にわたってそういったことをやっていたが、役所はやる必要もなかったし、必要があったのかもしれないが、なかなか株主がうるさく言うわけではなく、せいぜい利用者ぐらいだった。そしてやっと国が腰を上げたわけですが、なかなかそこまではまだいっていない。だから今仰ったように、まずは「のりしろ」、ジョイントなにかついでいうことを、各セクションに権限とお金を与えた上で、じゃあどんな事業をするかというようなことで、役所の中で極端な話、場合によってはオーディション、役所内で競争させるというようなことも。イギリスではサッチャー政権下ではそこまでやったんですよ。日本ではそこまではしないと思いますが、各事業部門が実は他の部門と競争する、民間とも競争する、あるいはサバイバルの為には他の事業者と共同しないとサバイブできないという、そういう事態を招いたのが民営化の1つの大きな動きだったんですよ。イギリスのサッチャー政権、特に医療部門での。それがよかったのかはわからないが、各部署の行動規範をある程度変えていく、あるいは変えられるような土壌をガイドラインなどで作っていかなければ、役所文化は変えられない。

あくまでも個人の努力やその人の職人芸に頼ってしまって、組織の文化としてなかなか次へいけないのかなという気がするので、今日の皆様のご発言は、やはり新しい役所の在り方、仕事の仕方の在り方という事に対する危機意識、みなさんの問題意識が分かり、心強く思いました。他に皆さんから何かありましたらどうぞ。

(事務局)

皆さんの意見を聞いて少しだけ感じたことを話しておこうかなと思います。

福祉部門に長くいて、元々、情報をいったん集約する総合福祉システムというような構想が全国でちょこちょこ出てきた時、個人情報保護ということで一旦事業実施のところでは情報が使えないという形で、情報連携が一時期は難しかった。今こういったお話を聞かせて頂いた時には

また改めて複合的な支援をするためには情報を共有して集約していかなければならないと感じています。

尼崎では以前、福祉事務所という事で六法すべてを1人のケースワーカーが対応していくという事で、実は自然と情報が1つに集約して事業を実施してきた。自然と今の形のものにもなっていた。ところが、業務が多くなり制度が複雑になるという事でバラバラになり連携ができなくなってきていると感じています。

今後どうしていくかとなると、本当はそれぞれの利用者を、子どもの育ち支援センターでは簡易集中的な管理をするということで、ずっとデータを保存していくというような考え方をもってそれぞれの課が情報を共有していくという事になっているのですが、本来今の皆さんのお話を聞くと、それぞれのところが情報を握ってそれを集約していくという事で、そういう支援の考え方をもう少し考えなければいけないのかなということと、もう1つ、ケースワーカーをしていればよく分かると思うのですが、ケースファイルというそれぞれの支援者の方の情報を集約したものがあっても、それをどこにも属さなくても作っていかなければならないのかなと。それを作ることによって誰かが何かを行政でしなければならない、というようなイメージ、仕組みを作らない限り、なかなか行政はボールを取りにいかない。一旦このボールを渡されると頑張るということはあるが、そういうものを作っていけばもう少し進んでいくのではないのかなと感じました。

(座長)

ありがとうございます。事務局も意見をお願いします。

(事務局)

事務局の立場で申し訳ないのですが、今まで聞かせていただいて思いましたのが、今まで2か所、南北の保健福祉センターというところで、一旦30年度に分かれた中で、南北の連携という所は分かれた初年度であったり次の年度というのは連携がとりやすいという所もあるかと思いますが、南北に分かれてから時間が経つ中でだんだん連携が図りにくくなっていくところも一部出てくるかなと思います。そういったところで包括的な支援体制を考えると、先程のお話でもあった指令塔的な機能があれば連携も図りやすくなるのかなと感じました。

(事務局)

福祉課にきて3か月なのですが、これまで9年間ケースワーカーの業務をしていたのでケースワーカーの視点から少しお話出来たらと思います。今日の先生方のお話の中でも出ましたが、元々福祉事務所が平成30年に二所化するまでは、全地区のケースワーカーが一同に集まっていた代わりに、障害福祉が1階にあり、別の階や別のフロアにそれぞれの専門がいて連携が取りづらいというのは現場で感じていました。平成30年に二所化して、南北に分かれた同じフロアで、家児相であったり、障害、権利擁護、困窮、しごと・くらしサポートセンターができて、いち現場の人間としてすごく連携が取りやすくなり、些細なことでも相談がしやすくなったなと感じたところに「いくしあ」が出来て、結局子どものところは今切り離されたというのが現場感覚としてもやはり、やりづらくなったなとは感じていました。

生活保護のケースワーカーは、生活保護の人に関してはリーダーシップをとる面もあるのですが、逆に言えば個人情報を出さないというところで、こちら側からアプローチがしづらかったり、生活保護だと言ってしまえばいけないという部分でアプローチがしづらいという事があるので、今後包括的に連携していける場所ができていく事で、今分断されてしまっているところがコミュニケーションが取れる、そこで問題が見えてくる、という事になればいいのかなと思いつつ、今日の会議を聞かせて頂きました。

(委員)

相談支援体制について考えていく時に、支援、支援調整といったときに、何か危機的な問題が起こって動く危機介入的な段階の支援と、そのあとのモニタリングというか見守る段階になったときの支援とで、どこが担うのか、誰が担うのか、という所が変わってくると思うので、相談と支援で分けるだけではなくて、支援の中にもフェーズがあるのかなということが1点です。

もう1つが、最近は児童相談所の体制も改革が行われていて、昔は非行相談課、障害相談課、虐待相談課みたいにケースの種別ごとにセクションがあったが、それもやめなさいということと、初期対応班とあとの対応班というフェーズで分けて、初期対応班はケースの種別に関わらず初期介入をして糸をほぐす、ケースの見立てをして、これは虐待班、これはこっちでなどとい

たように分けて、あとの後発隊に繋いでいくというような体制に変わりつつあるので、ケースの内容、種別だけではなくて、支援のフェーズに着目した支援体制といったものを一緒に考えていけるといいなと思いました。

(座長)

理想の在り方というのが、県の理想が尼崎にくる、そして尼崎独自の理想をつくるというのが数年の流れとしてあるようですから、対応の仕方というものと、他の部署での対応の仕方というのが、やはりある種の近似性といいますか市民性をもつという意味でもご提案は明日の尼崎に役立つと思います。

他の委員の皆さんにかごさいませんか。では、スケジュールを事務局からお願いします。

(事務局)

令和2年度の市民福祉総合政策学識者会議のスケジュールの資料をご確認ください。

上から2番目に色付けしておりますのが市民福祉総合政策学識者会議のスケジュールになります。今年度は政策提言に向けまして全5回程度開催予定、あくまで予定ですが立てさせていただいております。11月頃に第1回の提言骨子というものを社保審の総会のほうにご報告していたらと思っております。こちらあくまで案です。年度末に第2回の政策提言という形で総会に報告できたらと考えております。スケジュールの案につきましては以上です。

(座長)

11月に第1回の提言ということで、本当に沢山のご意見を頂いたので、これをどういう風な枠組みで整理して、どういう形で提言にするか庁内に対して、とりわけ市長に対して、ということもありますし、こういう体制が望ましいということをも市民に対して申し上げるという種類の性格の提言になったと思います。それが11月の第1回ということで、それからそれを含めて事業や政策なども含めた仕組みづくりも含めた、特に3月の第2回の提言というのは、コロナ禍でどういう風な連携の在り方、あるいは国が言ってきた重層的な仕組みづくりというようなことを、コロナというこういう大きな大変動の中でどういう仕組みを作るのかということを含めた提言になるかと思われまます。また、なるべきだと考えます。ますます、生活困窮、複合的な問題、そして格差の助長等、社会的な包摂に欠かせない問題が出てくるかと思うのですが、市民生活を守る上でどんな提言ができるか、1回、2回と今年度中に予定は決まっておりますので皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

長時間にわたりましてご意見承りましてありがとうございました。それでは第1回の会議を終了致します。

以 上